

別海町畜産環境に関する条例

概要版

平成26年4月1日施行

目的

別海町において、健全な畜産環境の保持※¹について、基本理念を定め、町、事業者※²及び農業団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本事項を定めることにより、良好な水環境を保全し、農業と漁業が将来にわたり共存共栄しうる社会を構築することを目的としています

※¹ 家畜排せつ物等を適正に処理し、環境に対する悪影響がでない状態を保ち続けることをいいます
※² 町内で酪農畜産業を営む方と作業受託事業者

基本理念

- 町、事業者及び農業団体が自らの責務を自覚し、自主的かつ積極的に取組むこと
- 本町の豊かな自然環境を未来の世代に継承していくこと
- 将来にわたり農業と漁業が共存共栄していける社会を構築していくこと



町の責務

- 健全な畜産環境の保持に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施すること
- 施策に必要な財政措置を講ずること



事業者の責務

- 事業活動を行うに当たり、漁業に与える影響を認識し、環境負荷が最小限になるような必要な措置を講じること
- 町の施策に協力するとともに、自らも共同により環境負荷低減の努力をすること



農業団体の責務

- 組合員に対し、事業者の責務が適正に遂行されるよう指導すること
- 町の施策に協力するとともに、自らも施策を策定し実施すること

○その他、環境学習、調査及び研究、情報の共有、施設整備への助成等必要な施策を実施します

規制基準に係る部分は平成29年4月1日から施行します（3年間の猶予）

規制基準の設定と遵守

事業者は、町長が定める健全な畜産環境の保持を図るために必要な『規制基準※³』を遵守しなければなりません

※³ 規制基準の内容は別紙のとおりです

規制基準違反の対応フロー

年間計画に基づく定期巡回調査・通報など



規制基準の違反

改善指導

事業者の自発的な対応を促すため、家畜排せつ物管理適正化指導チームによる「改善指導」を実施します

1ヶ月以内

改善勧告

… 指導を受けても改善されないとき、指導に従う意思等がないときなど

2ヶ月以内

改善命令

… 正当な理由なく改善されないとき、指導に従う意思等がないときなど

2ヶ月以内

氏名等の公表

… 改善命令の期限内に改善されないときなど